

地域密着型特別養護老人ホーム（個室ユニット型特別養護老人ホーム）
（併設・空床型）ショートステイぬくもりの家惣社 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人清風会が開設する指定（併設空床型）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定（併設空床型）短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所の管理者は、相当期間（おおむね4日以上）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮し、指定短期入所生活介護を行う上で必要な援助を行う。
 - 5 短期入所生活介護計画作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。また、作成した短期入所生活介護計画書は利用者又はその家族に交付する。

（施設の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ショートステイぬくもりの家惣社
- 2 所在地 千葉県市原市惣社1272番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者（施設長） 常勤1名（本体施設の管理者と兼務）

職員の管理、業務の実施状況の把握、その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- （2）生活相談員 常勤1名以上（本体施設の生活相談員と兼務）

ご利用者及び家族の必要な生活相談、面接、心身調査並びに各個人ごとの処遇の企画及び実施に関することに従事する。

- (3) 栄養士もしくは管理栄養士 常勤1名（本体施設の管理栄養士と兼務）
献立の作成及び栄養管理・栄養マネジメント、療養食の提供、調理員の指導等の業務に従事するとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。なお、短期入所生活介護計画に基づくサービスの提供を行う者については、栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう栄養管理を計画的に行う。
- (4) 医師（嘱託医） 非常勤1名（本体施設の医師と兼務）
ご利用者の診察、健康管理及び保険衛生指導に従事する。
- (5) 看護職員 常勤1名以上
ご利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 常勤1名（本体施設の機能訓練指導員と兼務）
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の改善又は維持に努め、その減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 介護職員 常勤換算方法で5名以上（常勤のユニットリーダーを1名配置）
ご利用者の日常生活介護、援助に従事する。

2 前項のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は併設型10名、空床型5名とする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（指定短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとする。指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス

（利用料等）

第7条 指定（空床型）併設型短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該指定（併設型）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証記載の負担割合に応じた額となります。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差が生じないようにする。
- 3 事業所は、前項の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

- 4 利用者は事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により利用料を支払うものとする。
- 5 事業所は、前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食事の提供に要する費用 (別表 1 に定めるところによる)
 - (2) 居住に関する費用 (別表 2 に定めるところによる)
 - (3) 入所者の希望による特別な食事の提供に要する費用 500 円／食
 - (4) おやつ代 180 円／食
 - (5) カフェ参加費用 200 円／回
 - (6) インフルエンザ予防接種費用 実費 (30 日を超える長期利用者のみ)
 - (7) 居室内において使用する電化製品 1 品につき 50 円／日
 - (8) 複写物の交付 1 カウント 10 円
 - (9) 事務管理費 100 円／日 (30 日を超える長期利用者のみ)
 - (10) 通院等施設対応費
 - 3 時間以内 2,400 円
 - 3 時間を超える対応の場合、10 分ごとに 400 円が発生
 - 対応時状況により、タクシー代実費が発生
 - (12) 理美容代 実費
 - (13) 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回りの費用 実費
 - (14) 利用者の希望により提供する教養娯楽に要する費用 実費
 - (15) 外部クリーニング店に取り次ぐ場合の私物洗濯代 実費
 - (16) 上記に記載するもの以外で、利用者の個人の用に要するものについて 実費
 - (17) 施設対応時通院等に伴う診療費及び医療品費 実費
 - (18) 介護保険支給限度額を超えた利用 自費
 - (19) 連続して 30 日以上の利用の場合 自費

※ 個人情報開示「個人情報開示」については、別途申請に係わる手数料等が必要となります。

※ (1)(2) に定める居住費・食費においては、第 4 段階を除き、「介護保険負担限度額認定証」記載の費用となります。

※ 関係法令に定める費用の額に変更が生じた場合には、変更後の費用の額に変更するものとします。

- 6 前項各号の費用の徴収にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 7 事業者は 5 項 で定めた費用の額を改定することがある。
介護保険の改定により給付額に変更が生じた場合には、変更された額にあわせて負担額を変更する。それ以外の費用については、経済状況の著しい変化及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又はその家族に事前に変更の内容と変更する事由について 1 ヶ月前に説明するものとする。

(実施地域)

第 8 条 通常の事業の送迎地域は、市原市五井地区、国分寺台地区とする。

通常の事業の送迎地域以外については、基本的には送迎対応を行わない。

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第9条 入所者は、事業所併設施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 政治活動又は宗教活動
- (2) 施設に危険物を持ち込むなどの行為
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすような行動や言動
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (5) 故意に事業所併設施設若しくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと
- (6) 事業所併設施設内における喫煙

(緊急時における対応)

第10条 事業所は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、応急措置、届出医療機関へ連絡・搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を取る等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故について、その状況及び事故に際して取った処置を記録するものとする。
- 3 事業所、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所及び事業所従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理者を設置し、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、本体施設・地域密着型特別養護老人ホームとともに、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練 年3回以上（内1回は夜間想定内容）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用または取り扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(衛生管理等)

第12条 事業所従業員は併設地域密着型特別養護老人ホーム従業員とともに、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理についても、適正な管理を行うものとする。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 三か月に一回程度の感染症又は食中毒予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という）を活用して行うことが出来るものとする。）を開催する。
 - (2) 感染症又は食中毒予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 感染症又は食中毒予防及びまん延防止のための従業員への研修及び、訓練（シミュレーション）の実施等を行い、周知の徹底をする。
 - (4) 前3項に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の退所等に関する手順に沿った対応を行う。

(個人情報等の保護)

第13条 事業所従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 個人情報保護法に即し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公開する。
- 5 事業所は、個人情報保護に係る規程を公表する。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従事者に周知する体制を整備する。
- 3 事業者は、前項の事故について、その状況及び事故に際して取った処置を記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業者及び事業所従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 5 身体拘束、事故・虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行うとともに、担当者（委員会委員長）を中心に、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、本体施設と連携し、利用者の人権の擁護、虐待の防止又はその発生を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（身体拘束、事故・虐待防止委員会）を定期的に開催（テレビ装置等を活用して行うことができるものとする）するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者（委員会委員長）の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

(業務継続計画の作成等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(併設空床型)短期入所生活介護の提供をするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第17条 事業所は、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図るため、次の各号に定める通り研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時もしくは採用後2ヶ月以内に実施

(2) 一般職員研修 勤続1年以上3年未満の職員

(3) 主任・副主任研修 年2回

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほか、外部研修を受講する。

(記録の整備)

第18条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保管するものとする。

(苦情処理)

第19条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するとともに、市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(掲示等)

第20条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、適切な指定(併設空床型)短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、指定(併設空床型)短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和２年１月１日より施行する。
 この規程は、令和２年９月１０日より施行する。
 この規程は、令和３年４月１日より施行する。
 この規程は、令和３年８月１日より施行する。
 この規程は、令和４年１月１日より施行する。
 この規程は、令和４年４月１６日より施行する。
 この規程は、令和６年４月１日より施行する。
 この規程は、令和６年８月１日より施行する。

<別表 1> 食事の提供に要する費用（1日あたり）

食費	基準費	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
日額	1,445 円	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	<u>1,800 円</u>

※ 居住費、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ 外出や入院等により喫食がない場合であっても、食事時間止めの関係で、食費が発生する場合があります。

※ 第 4 段階の食費は、<別表 1>に記載の費用もしくは、下記に記載する費用の少ない方の額を本人負担とする。

（1）朝食 4 5 0 円 （2）昼食 7 5 0 円 （3）夕食 6 0 0 円

<別表 2> ユニット型個室 居住に関する費用（1日あたり）

居住費	基準費	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
日額	<u>2,066 円</u>	<u>880 円</u>	<u>880 円</u>	<u>1,370 円</u>	<u>1,370 円</u>	<u>2,500 円</u>

※別表 1 及び 2 に定める第 4 段階を除く費用は、関係法令に定める費用の額に変更が生じた場合には、変更後の費用の額に変更するものとする。この場合には、速やかに利用者及び利用者家族、または代理人に変更後の費用の額について連絡・説明を行うものとする。